

第7回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年 8月4日（火） 午前9時30分～午前11時34分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人	1人											
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
○	○	×	×		○		○	○				
議事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1条（目的）～第8条（情報の共有）の検討 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 次回の開催日、会場 											

○細江主監 それでは、皆さん、おはようございます。早朝から大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。ようやく梅雨も明けまして、朝から非常に暑くなっておりますけれども、十分お身体に気をつけていただきたいと思います。

時間もまいりましたので、ただいまから第7回目の策定委員会を始めさせていただきますと思います。今日は道明委員が欠席の連絡をいただいておりますし、山田委員が10分ほど遅れるということ、それから森野委員、西澤委員も欠席させていただきますので、よろしく願いいたします。

資料でございますけれども、いつものように前回の会議録をつけさせていただきます。それから、あと2つですけれども、1つは（仮称）愛荘町自治基本条例（案）というものを配らせていただいております。これは前回の時に第1条から第8条まで、米原市でいいますと第7条までについて議論をいただいたという中で、事務局として意見を取り入れながら、少しまとめてほしいという話がありました。そういうことでちょっとまとめさせていただいたものです。

前文はどの方も必要であるということで、「前文」と書いてございます。米原と変えたのは、3ページのところに「第3条（最高規範性）」を入れさせていただきました。前の方にもっていきこうというような意見が多かったかなと思っておりますので、ここへ持ってまいりました。

あと、個々にそれぞれ意見がありましたけれども、全部がここへ反映できてあるかという、私もそんな自信はございませんし、また議論をいただいて、たたき台というようなことで見ていただきたいと思います。前回は「情報の共有」まで議論いただいた

と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それともう1つは、愛荘町まちづくり基本条例（案）というものがございます。これは自治基本条例の策定委員会を立ち上げさせていただく前に、私がつくらせていただいた（案）でございますけれども、町長には渡してあるのですけれども、これは町の場合でもございませぬし、ただ単に、これを今ちょっとでも見ていただいて参考にさせていただけるといいなというだけのことであります。別にどうしていただいても構いませんので、そういうことで、これも1つの「こういう案があるのだな」というようなぐらいで見ていただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先生、よろしくお願いいたします。

○富野委員長 それでは、おはようございます。前回の委員会ですいぶんいろいろな中身、特に基本原則について大変いい議論になったと思います。その内容につきましては、ご欠席の方もいらっしゃると思いますので、議事録で確認していただければよろしいかと思っておりますけれども、「協働」であるとか「町民主権」であるとか、あるいは未来を託すべき子どもたちをどのようにこの自治基本条例の中で書き込むかとか、いろいろな議論がございました。

そういうことを踏まえて、今日は町の方でまとめていただいたものが、先ほどお話がありましたように、（仮称）愛荘町自治基本条例（案）の基本原則の部分がないかあったわけです。この基本原則のところをなぜ先にやったかと言いますと、山本さんからご提案がありまして、まだ基本原則を明確にしたうえで各項目について検討していくのがよろしいのではないかというご提案がございまして、基本原則のところをまず抑えていこうということで議論させていただいたわけでございます。

前回の議論をすべてこの中に記述することはもちろん無理ということもございまして、こういう形で町の方でまとめていただいたものについて、私どもでもう少しこれを具体的に議論していく必要があると思います。ですから、今日は前回の議論を踏まえて町の方でまとめていただいた基本原則について、もう一度おさらいをしてみたいというのが1点です。

それから、ここで愛荘町まちづくり基本条例（案）という、全体を参考として出させていただきましたが、これは町の方が事前に検討された中で、これまだオフィシャルなものではないけれども、こういう考えもひとつ参考にさせていただきたいということで出させていただいたわけでございますけれども、いずれにしろ今回は基本原則と条例案全体について、どのような構成にしていくのか、どのようなものにまとめていくのかということがあろうかと思っております。

問題は、最終的に前文のつくり方、これがかなり重要な、この条例を運用したり、今後50年・100年と我々の子どもや孫たちが継承していくうえで、これだけはきちんと守ってもらいたいというものをつくるので、そういうところを最終的には皆さんの合意で

つくっていくということでございますので、この3つのテーマをどのように扱っていくかということがあります。

今日の運び方としては、全体として、「第1条から第8条」と書いてありますけれども、基本原則のところを改めてまず確認をさせていただくということから始めて、その次に各条文については全体を皆さんで議論するのはなかなか難しいと思いますので、グループを分けさせていただいて、そのグループごとに担当を決めて、その中で議論していただくということで進めていければと考えております。

今日はそういうことをやりますと、たぶん前文までいかないかも知れませんが、前文に関係するような議論もできましたら各自が考えていただく中でしていただければありがたいということで進めたいと思いますけれども、このような運びでいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、早速でございますけれども、前回の議論を踏まえて町でまとめていただいた基本原則までのところを、少し議論させていただきたいと思います。これはあくまでも基本原則でございますので、こういう原則のうえに各条項が組み立てられているのですよと、そういうことをまず明確にして、町民の皆さん、あるいは議会・行政の皆さんと共通の認識として、まちづくりの基本の骨格をこれでやっていきますという部分でございますので、改めて皆さんで前回の議論を踏まえて確認をしていきたいということでございます。

じゃあ、順番にやっていってよろしいですか。確認のための順番にやらせていただきます。

第1章の総則でございますけれども、これはこの条例の目的です。そのところが明確になるかどうかということです。読ませていただくと、「この条例は、愛荘町が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、町民、事業者等および町の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、愛荘町における自治の確立および町民の福祉の向上を図ることを目的とする」ということであります。

この解説につきましても、この解説を踏まえて条文を解釈しなければいけないということでございますので、今読みませんが、この内容でよろしいかということについて、少し皆さんのご意見をいただいております。

特に言葉の解釈、そういうところがいろいろ出てまいりますので、そのあたり疑問がありましたら言っていただければと思います。

○山本雅委員 前回もだいぶ議論になりました「参画」という言葉、これはあとのページにも出てきています。前も言いましたように、住民が主体になってやっていくということで、前回皆さんの意見をまとめたわけですから、それを踏まえての資料として、まだこ

ここで「参画」という言葉がいくつも出てくる。「協働」という言葉が出てくる。これは全く前回の打ち合わせの内容が反映されていないと思います。基本的には「参画」という言葉は一切、ある意味では出てこない方がいいと。「協働も」も出てこなくてもいいと。基本は、最後に出てきております「町民主権」と「情報の共有」および「持続的発展」、これが3原則ですから、まずこれが頭にあって、じゃあ「町民主権」はどのようなものなのか、「情報の共有」とはどういうことなのか、将来的に「持続的に発展」するためにはどういふことを我々はしなくてはいけないのか、それに立って住民の役割、そしてそれをバックアップする行政の役割というふうに文章はまとめていかないとあかんと思います。ですので、この解釈は前回の議事録の内容が全く反映されていないと私は思います。

○富野委員長 それは解説の部分ですよ。本文ではなくて。とりあえず分けて議論しましょう。本文についてはいかがですか。

(意見なし)

じゃあ、一応この段階ではこの本文を前提として進めます。もし後で議論の末にここもいじった方がいいということになれば、改めてその議論をさせていただくということで、よろしいですか。

(異議なしの声)

じゃあ、解説の部分、この第1条を具体的に運用していく時に、どのような方向性でこれを理解していくかということです。確かに「参画」および「協働」という言葉が出てきます。それから、逆に「町民主権」とかそういう基本原則のところがないというご指摘がございましたので、そのあたりについて他の皆さん、ご意見はいかがでしょう。

(意見なし)

では、分けて議論しましょう。第1段目の5行目、「真の地方自治の実現を目指すこととしています。」まではいかがですか。

○藤沢委員 かなり、一文で終わっていますよね。

○富野委員長 一文というと、どういうことですか。

○藤沢委員 「。」が1つ。

○富野委員長 長い。ということですか。

○藤沢委員 「町民、事業者等および町の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより……」という、この辺の意味がちょっと、「および」の意味がよくわからないのですが、ここ、「町民、事業者等ときて、および町の役割、権利ならびに責務等を……」、

- 富野委員長 本文の方ですね。
- 藤沢委員 本文の方です。ごめんなさい、違いましたか。解説の方でした。
- 委員長 いや、今、「本文はよろしいですか」ということで、確認したんですが、いいですよ、もしよろしければやりましょうか、確かに長いなと僕も思っていたのです。
- 藤沢委員 ごめんなさい、本文を一生懸命読んでいたもので。
- 富野委員長 確かに長いですね。
- 藤沢委員 この辺読んでいて、入ってこないのですけど頭に。ここを2つ文ぐらいに分けたらどうでしょうか。「定めるとともに、」「……および……」
- 富野委員長 それなら、「定めるものである。」と、まず切って、その後、何とかかんとかですかね。
- 藤沢委員 「定めるものである。」と、切った方が、もうちょっと主語と述語をはっきり書けるのではないかと思います。
- 富野委員長 だいたい第1章というのは長いのですよね、どの法律でも。
- 藤沢委員 ごめんなさい。
- 富野委員長 切ると、2つの目的があるように見えてしまうということがあり得るので、それで長くしたのではないのでしょうか。目的もちろん1つですけども、
- 藤沢委員 わかってなくて申し訳ないです。
- 委員長 いえいえ、そんなことはないです。やっぱり読んでいただいて、皆さんが理解しやすいし、きちんと、ずっと入ってくると、そういうものでないといけませんから。
- 藤沢委員 そうです。条文というのは、読んでいて嫌になるのは、ダラダラ流れていって、けっきょく何を言おうとしているのかわからないというのがよくあって、途中でやめてしまうので。

○**富野委員長** もし切るとしたら、「事項を定めるものである」で1回切っておいて、「その内容としては」みたいな感じで続けるのがいいのかも知れませんね。どうでしょうか。確かに長いことは長いです。

○**藤沢委員** 町民、事業者の役割やら権利を、ならびに責務を明確にする、これでは町民、事業者で町の役割、権利、責務、これを全部明確にするということが言いたいのですね、この文章は。だけど、それが全部並行に並ぶものではないので、「町民、事業者」という言葉と「町の役割、権利」ということは、責務ということとは並行に並ぶものではないと思います。町民と事業者はその一人であり、役割とか権利とか責務というのは、働きの方なので、これを横並びにして明確にするというのは、

○**富野委員長** 事務局の意向としては、要するに「町民、事業者等および町」、これが1つの塊です。それらの「役割、権利ならびに責務」なんですね。

○**藤沢委員** 「町民、事業者の役割、権利、責務」ですよ。だから「および」というとおかしいです。

○**山本拓委員** 「および」というのは町民、事業者とそれをつなぐものですよ。

○**藤沢委員** つなぐんですよ。

○**山本拓委員** 「町民、事業者」と「役割」が並んでいるわけではないですよ。

○**藤沢委員** 「町民、事業者等のそれぞれの役割、権利、責務を明確にするということじゃないんですか。

○**富野委員長** 町の役割もやはり、町自身が、お役所の役割もありますので、町民と事業者と町、要するに役所としての町ですね。「町」という言葉が、「愛荘町」みたいにとられますよね。「町」というのは役場の意味なんです。確かに解りにくいですよね。

○**藤沢委員** この「等」が要らないのと違いますか。事業者等が。

○**富野委員長** いや、これがまた要るのですよ。

○**藤沢委員** 要りますか？

- 富野委員長 説明するときに。
- 藤沢委員 「事業者等および町の役割、権利ならびに責務」ですか。
- 富野委員長 「町」の定義がないので、この「町」が愛荘町の町みたいに、まち全体みたいに見えてしまうのですね。読めてしまうのですね。
定義は2条にありますね。「町というのは、愛荘町の議会および執行機関をいう。」と
なっていますね。だから、「町」というのはお役所のことだとわかるのですが、これを
単に見ると、愛荘町に読めてしまいますね。
- 藤沢委員 ここで「町」を使うのは、パッと読んだ者は、わかっている方はいいですけ
ど。
- 富野委員長 じゃあ、「町民、事業者等および行政の役割……」としたらどうですか。行
政はどうですか。本当は「町」という言葉は正しいのですがね。わかりにくい。
- 藤沢委員 「事業者等」、ここを持ってくると、最後にもろもろをここに含めるという意
味があるので、行政は最後にもってこないといけないのですか。「町民、行政……」と、
- 富野委員長 それはでもだいたいそうですよね。町民第1ですよね。
- 藤沢委員 町民はわかるんですけども。
- 委員長 さて、どうしましょうか。
- 藤沢委員 ごめんなさい。「等」が入ると、それで全部含まれるという今までの慣習があ
りますね。最後にここでまとまるという意識があるので。
- 富野委員長 だったら順番を変えましょうか。「町民、町および事業者等」と、思い切っ
て順番を変えたらまずいですかね。その方がわかりやすいですかね。
- 山本拓委員 定義の順番はそうなっていますね。「町民、町、事業者等」と
- 富野委員長 確かにこれはわかりにくいですね、ちょっと読んだ時に。

○山本雅委員 「町」にするか「行政」にするかですね。私は「町民、行政および事業者等」でもいいかなと思います。

○藤沢委員 「事業者等および行政の」で切ったらどうですか。「役割、権利ならびに責務等…」と続く。「および町の役割」と「および」がつくと「町の役割」と読んでしまうのです。「事業者等および町（行政）の、」と切ったら、それらの「権利、役割ならびに責務」というふうになると思うのです。

○細江主監 条文では、3つ、4つ並べていく場合に、「、「」でつないで、最後は「および」になるのです。

○藤沢委員 それは、わかるのですけどね。

○細江主監 すいません。

○富野委員長 そこがちょっと問題のところなんです。つまり、この条例が従来の条例のつくり方そのものを踏襲してつくるのか、それともそういうところから少しはずれても、全体が理解しやすく、うまく機能するようにつくるのかという問題があって、私は今おっしゃったことはすごく大事なことだと思います。確かに条例と言うのはそうなんです。行政というかわりに「町」を使うのは当たり前なんですけど、条例の普通の作り方だと。だけど、それは皆さんがわかりにくいことになったら元も子もないわけですね。議論はしてみた方がいいと思うのです。皆さんが、やっぱり言葉を変えた方がわかりやすいとか、順番を変えた方がいいということだったら、むしろそのほうがいいのではないかという部分もあるのですけどね。あえて自治基本条例なので。他のまちに出して恥ずかしいとか、そういうことは別にかまわないので、自分のまちが納得すればいいのですから。ある意味ではね。議会の皆さんも含めて。

○藤沢委員 つくっていくなら、わかりやすい方がいいってことですよ。の」で切ってもらえれば納得いきますね。パッと読むだけですから。ごめんなさいね。

○近藤委員 定義のところ、(1)(2)(3)ということであがっている町民、その次に町、そして事業者等ということであるので、今おっしゃったように、2番目に「行政」とか「町」を入れると並びがあれかなというふうにも思います。

○富野委員長 そうすると合うんですけども、第1章、最初の部分ですから、そこが詰まってしまうと少し問題がありますね。

○藤沢委員 最初にパッと、これは読みにくい文章だとか読みやすい文章だとか決めてしまうところがありますので、

○富野委員長 あまりくだけてしまうことはないですけども、わかりやすく理解しやすいという部分はすごく大事ですね。

○前川委員 定義の部分では、順番が町民、町、事業者になっていますから、どちらかに合わせる方がいいですね。

○富野委員長 そうですね。いいんじゃないですか。第2条の定義のところでは、町民がまずあって、町がその次に来て、最後に事業者になっているので、その順番にしたらどうですか。まずい？ いいですよ。

第2条を見てもみますと、順番が町民、町、事業者等になっています。だからそれを逆にこちらに振り替えて、「町民、町および事業者等」として、「三者の役割……」というのはどうですか。「三者」ではまずいですか。

では、文章は切らないで、「町民、町、事業者等三者の役割、権利ならびに責務等を明確にする」と、どうでしょうか。もしそれでご異論がなければそうさせていただきます。どうでしょうか。

○藤田委員 それはそれでよろしいけど、「及び」は漢字の方がいいではないですか。「および町」と読むでしょ。これは漢字ですね。

○山本拓委員 「および」ですが、「及ぶ」という時には漢字を使いますが、最近の表現では「および」は平仮名です。

○藤田委員 使わないのですか。

○山本拓委員 使わないです。

○富野委員長 結構そういうようになっていますね。

○山本拓委員 広報では、NHKなど、みな同じルールですけど「および」はひらかなで、「及ぶ」は漢字という使い分けになっています。

○藤田委員 難しいですね。

○富野委員長 このあたりは最終的に町の方の条例審査なんかで、言葉もチェックしますから、今はこのままにさせていただいてよろしいですか。

(はいの声)

本文の方はよろしいですか。じゃあ、解説の第1フレーズ、上の方の「真の地方自治の実現を目指すこととしています。」までで切って、そのあたりはどうですか。

ここで、なぜ下の段が出ているかという、「真の地方自治」と書いてしまったために下の段を書かなければいけないということなんですね。別にそこまで解説する必要があるかどうか。

○藤田委員 真の地方自治、何が「真」なのか、わからないですね。

○富野委員長 例えば、「愛荘町にとって住民主体の地方自治を目指すこととしています」ということではまずいですか。まとめもそうなりますけども、どうなんでしょう。これを入れたのは、特に何か理由があったのですか。その下の段の方。

○細江主監 特にないです。あとのページでもだぶついて、とりあえず入れただけというものがありますので、そこまで十分吟味する時間がなかったもので。

○富野委員長 下の段がなかなか難しくなってしまうのは、1つは「真の地方自治」と入れたために、解説しなければならなくなってしまうということと、協働とか参画が説明なしに入ってしまったということと、住民自治と団体自治はまた別に解説しなければいけないような言葉になっているということなので、永遠と解説が増えてきてしまう可能性がありますね。そういう意味ではもう少しすっきりと、どうなんでしょう。「愛荘町にとって住民主体の地方自治」とか、あるいは「住民主権に基づく地方自治」とか、

○山本雅委員 「愛荘町において真の」までを消して、「住民主体の地方自治の実現を目指す」という文章にすれば、そこから下は要らないと思いますが。

○富野委員長 どうでしょう、このあたりをあまり長くしても「ちょっと」というところがあるので、もしご意見がなければ、このところでは一応下の方を落として、今山本さんからご提案があった文章でいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そういうことにいたします。他のところでも解説するところがありますか。大丈夫ですね。じゃあ、第1はこれで結論を出しておきます。

第2条です。これは言葉の使い方でありませう。言葉の使い方については、たくさく解

説するよりは、重要な言葉についてここで明確にしておくということになりますので、ここでは「町民」という言葉と「町」の使い方、「事業者等」「協働」「持続的発展」を取り上げて定義に入れてあります。もちろんこれだけでいいかどうかということもありますし、要らないものがあつたらはずすということもございますので、検討していきたいと思えます。読んでみます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」という。）、町内で働く者および学者をいう。
- (2) 町 愛荘町議会および執行機関をいう。
- (3) 事業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業者 町内に事業所を有する営利法人をいう。
 - イ 団体等 町内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。
 - ウ 町民自治組織 町内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。
- (4) 協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、町民、事業者等および町が相互補完的に対等の立場で連携および協力をすすめることをいう。
- (5) 持続的発展 世代を超えて良好な環境、健全な地域経済および生きいきした町民の地域連帯を享受することができる社会の発展のあり方をいう。

こういうところが定義であります。これは、これ以下の条文にいろいろ出てくる言葉の中で、特にこういうところは明確にしておきたいということをつけてあるものです。いかがでしょうか。

○山本雅委員 先ほど言いましたように（４）の協働、この「協働」という言葉を完璧になくすか、逆に協働という言葉の解釈がこれではちょっとおかしいであろうと思えます。総則で住民主体ということをやっているわけですから、ここではあえてこの解釈で「協働」というのは要らないのではないかと。

○富野委員長 他にご意見はありますか。

（意見なし）

ここで（１）について申し上げておきますと、町民と住民を分けているということですね。つまり町民という範囲は、住民の皆さんだけではなくて、町内で働いている人や町内で学んでいる人たちということです。実はこれ、一応分けなければいけないのは、権利とか義務については住民は明確な権利義務が行政でも決まっていますよね。けれども、それ以外の方々もここに勤めたり、あるいは学ぶ以上は、それなりに発言したり、あるいは町のためにいろいろな役割を果たすということは当然あるわけですから、そう

いう意味で「町民」については広い定義を使う。行政の方で明確になっている権利義務等に関しては、「住民」という言葉で対応するという事になっています。これは一応確認しておいた方がいいと思います。(1)で分けてありますね。「住民」という言葉が出てきた場合は、住所を有する方々です。

○**藤沢委員** 町民のところに、「町内に住所を有する者（以下住民という。）と、

○**富野委員長** プラス町内で働く者および学ぶ者、3つの種類があるということを行っているのですね。

○**藤沢委員** これだと、町民だけど町内に住所を有する者は以下全部住民と表記するようにとらえられるのですが。そうか。町内に住所を有する者は住民と。

○**富野委員長** 逆にした方がいいかも知れませんね。住民（町内に住所を有する者）と、そのほうがいいですか。まず「住民」として、（町内に住所を有する者）、町内で働く者および学ぶ者と。その方がいいですよ。

○**藤沢委員** 町民の中には住民も町内で働いたり学ぶ方も全部入って、権利の問題になると住民だけということにしたわけですか。

○**富野委員長** そうですね、あとで住民という言葉と町民と使い分けしていますから、このところが定義をしてあるのですね。

どうしましょう。このままの文章にしますか、あるいは逆にしますか。どちらにしますか。

○**山田委員** 先生が言われるほうがいいと私は思います。

○**富野委員長** どうでしょう。

（意見なし）

いいですか。じゃあ、「住民（町内に住所を有する者）、町内で働く者および学ぶ者をいう。」と、でも、「町内」が頭にきているからね。そうすると、「住民（町内に住所を有する者）、町内で働く者および町内で学ぶ者」と、「町内」を入れないとまずくなってしまうですね。

○**山田委員** 3つですね。種類が

○富野委員長 そうですね。3つの種類がありますから。

じゃあ、一応今のことを踏まえまして、(1)については、「町民 住民(町内に住所を有する者)、町内で働く者および町内で学ぶ者をいう。」と、そういうふうにとりあえずさせていただきます。

(2)はいかがでしょうか。「執行機関」というのは、住民の皆さんはわかりますか。これはみんなが読むわけですね。自治基本条例として「執行機関」というのは何かわかりますか。

○藤田委員 「執行機関」を前に持ってきたらどうですか。

○富野委員長 いや、「議会」がやはり先なんですよ。

○藤田委員 たてないとね。(笑い)

○富野委員長 住民の代表ですから。それよりも「執行機関」という言葉はわかりますか。

○藤沢委員 いわゆる行政のことですね。

○富野委員長 そうですね。議会と、執行機関つまりお役所の事務の方と合わせて行政と言いますから。これは仕方がないかなあ。

○藤沢委員 仕方がないなという感じです。

○富野委員長 どうですか、このままでいいですか。

○山本雅委員 「行政機関」ではまずいですか。

○富野委員長 「行政機関」というと、広く言うと議会も入りますので。

○藤田委員 これでいいでしょう。

○富野委員長 いいですか。そうですね、下の方に解説が書いてあるのでいいか。

じゃあ、(3)事業所等、これはいろいろな定義の仕方がありますが、ここではア・イ・ウですね。営利企業と諸団体と自治組織と、この3つの分け方をしていますが、いかがでしょうか。

- 山本雅委員** アですけど、営利法人をいうと。事業をしているのに法人化していないところが多々あるわけですね。いわゆる株式とか有限でない。〇〇商店とかいう形ですね。そういう方は法人ではないですから、そこは営利はしているけれども、営利法人ではないから、この事業所からは抜けることになるのですね。
- 富野委員長** 商店などが相当抜けてしまいますね。確かに。どうでしょうか。「営利事業体」とかにしますか。
- 山本雅委員** 「町内で事業を営む～」とか、できないですかね。「町内で事業を営んでいる組織および個人をいう。」ではどうですか。苦しいか。(笑い)
- 松浦委員** それしか仕方がないなあ。
- 藤田委員** 「有する事業者」でよろしいやん。
- 富野委員長** そうすると、「事業者」を説明するのに「事業者」が入ってしまうので
- 藤田委員** 「事業所を有する事業者」
- 山本雅委員** 「～有する営利法人および個人をいう。」で、それだったら商店も入りますね。
- 外川委員** 「営利」だけでもいいのではないですか。「営利を得る者とする。」法人というのを抜いたらいいんじゃないですか。「営利を得る者をいう。」と
- 富野委員長** 要するにここで言いたいのは、「営利を目的としない」ということに対して「営利を目的としている」ということを言いたいのですね。
じゃあ、こういう言い方があるのです。「町内で営利事業を営む者」、「者」は、実は法人も「人」なのです。法人というの、本当は「人」なのです。だから「者」というふうに言ってしまうと、法人も入るし個人も入ります。どうでしょうか。
- 藤沢委員** 「事業所を有する営利を目的とする者」でいいのでは？
- 富野委員長** 「町内で営利事業を営む者」とか、「者」というのは法人も含まれますので、意外と企業って人じゃないというのですが、あれは「法的な人」という意味なんですね。だから、「者」で大丈夫だと思います。

- 山本雅委員** 「町内に事業所を有し営利を目的とする者」
- 藤沢委員** 次の「団体等」のところも、「営利を目的としない者」でいいのでは？組織および団体と。
- 富野委員長** 「町内において営利を目的とする事業を営むもの」でどうですか。
- 山本拓委員** 町民の定義とはかぶりませんよね。「町内で働く者」では？
- 富野委員長** いや、働くのではなくて、自分のところで仕事して、働くのは雇われているのですから、
- 山本拓委員** あくまで「事業者」という意味ですね。
- 富野委員長** この場合は、事業者ですから。営む方ですね、雇われる方ではなくて。「営む」というのは入れておいていいのではないのでしょうか。「町内において営利事業を営む者」ということであれば、個人商店であろうが大企業であろうが、全部入りますね。それは解説にも書いておいていいと思います。法人および個人の事業者について。よろしいでしょうか。
次は「団体等」、これはいかがでしょうか。
- 細江主監** 今の「事業者」をもう一度お願いします。
- 富野委員長** 「町内において営利事業を営む者」、でも、そうすると、ただ事業所というのはどうなのかなあ。営むといたら本社みたいになってしまいますね。例えば工場なんかは営むというと、単なる1つの工場ですから、事業所を有するというと工場でもいいのですね。難しい。
- 山本拓委員** 極端に言うと社員寮だけを有している法人もあるので。保養所だけを有している法人とか、そういったものは入らないことになりますね。
- 富野委員長** そうですね。
- 山本拓委員** 営利を営んでないのなら。

○富野委員長 それと工場もそういうふうになってしまうのですね。

○山本拓委員 製造しかしてなからですか。

○富野委員長 「営む」だけではだめですね。もうちょっと入れないと。

じゃあ、「町内において営利のための事業所を有する者」だったらいいですね。事業所というのは、当然のことながらあらゆる事業が入りますので、工場であろうが寮であろうが、本社であろうが商店であろうが、含まれます。

○山本雅委員

そうしますと、下の解説の下から4行目、ここも直さないといけないですね。「営利目的であるか否かを問わず」となっています。

○富野委員長 それは事業者全体がこの(3)ですから、(1)(2)(3)が全部入るわけです。ですから、それはこれでいいと思うのです。

イの「団体等」はこれでよろしいですか。はい。ウの「町民自治組織」はどうでしょうか。これは「住民自治組織」ではないのですか。「町民」でいいのですか。

○細江主監 住民ですね。

○富野委員長 住民ですか。

○細江主監 はい

○富野委員長 町民にしてしまうと、例えば労働組合などが入ってしまうのですね。では、住民自治組織に変えさせていただきます。

(4)協働にいきます。これは先ほど山本雅委員から、入れるか入れないかという議論もございましたが、とりあえず文章そのものはどうでしょうか。山本雅委員、もし入れるとするとどうでしょうか。

○山本雅委員 目的が町民主体ですね、ですから、それを全面に打ち出すわけですから、「対等な立場で連携……」とかいうのは、ここで定義する必要はないのではないかと、目的と反するというふうに私は思います。

○富野委員長 どうでしょうか。「協働」の定義はどこかほかにありますか。もし協働の定義がほかがあれば、別にここに載せなくてもいいということは確かにありますよね。

どこかで協働について、新しい言葉なので解説を入れなければいけない。

○**細江主監** この2条の定義のところには、(4) 協働、(5) 持続的発展がありますが、5条・6条にも出ていますね。

○**富野委員長** ですから、定義に入れるか、入れないかということも含めて、他のところであれば必ずしも入れなくてもいい。

○**細江主監** この辺は米原と全く一緒なんですけど、変えていないんですけど、何かそういうような議論はあったのですか。

○**富野委員長** ありました。特に重要な言葉については、入れておいた方がいいだろうと思います。先に入れておいて、基本原則が出ている時にその内容を理解した上で読んでもらった方がいいと思います。ですから、あそこは「持続的発展」と「協働」というのは、米原の場合は非常に重要なものになっていましたから、特に入れたのです。逆に米原は「住民主権」というのは入ってなかったと思いますね。あれはこちらのほうの特徴ですね、「住民主権」というのは。

○**藤沢委員** 特に対等の立場というところを強調したいのではないですか？ そこを出すためにこの言葉が必要になってくるのと違いますか。

○**富野委員長** 「住民主権」という言葉、前回もちょっと議論したんですけど、住民主権という言葉は、住民が何でもかんでも上に立ってやっていくという意味ではなくて、国民主権と同じ意味なんだということですね。それに対して実際のいろんな仕事をやる時に、行政と住民が対等の立場でいろいろなことをやるということは、協働にかかることなので、使い分けしないとまずいですねということだったのです。ですから、そういう意味で山本雅委員もおっしゃっているのだろうと思いますけれども。

それともう1つは、「住民主権」とここに入れて、(4)で、それプラス(4)を(5)に変えて「協働」を入れてという形だったら、もうすこしいいかも知れませんね。まず住民主権があるのですよと。特にこの条例の場合、他の条例ではあまり使っていない「住民主権」という言葉を入れていきますから、それはそれでちゃんと定義に入れておいた方がいいのかも知れませんね、逆に。そこは皆さんの選択ですね。私が決めるのではないので、皆様のご意見をいただきたいです。

○**藤沢委員** 「持続的発展」についてお話してもよろしい。

○富野委員長 はい、どうぞ。

○藤沢委員 最後、「健全な地域社会および生きてした町民の地域連帯を享受することができる社会の……」、ここはちょっと、ずっと並べすぎているという感じがするのですが。ズルズルと。「生きいきした町民の」後は意味がはっきりしないと思うのです。意味がよくわからないです。

○富野委員長 そうですね。環境と経済と地域連帯、この3つがあってはじめて社会がずっと、後々までしっかりした充実した社会になっていくという、そういう考え方です。ですから、その3つはとにかく入ってないといけないと。あとは文章の問題です。

○藤沢委員 文章の問題なんですけどね、意味は、よくそこはわかるのですが、それがうまく表現できてないなという気がするのですね。「町民の地域連帯を享受する」というのは、町民が享受するわけですよ。良好な環境や健全な地域経済、生きいきしたそういったものを作り上げていくのが町民であり、そしてその町民がそれらを享受していくという、そういった社会の発展を目指すという、社会の発展のあり方をいうと。

○富野委員長 定義ですから、「目指す」というのは目的ですので、定義だとこういう言い方になってしまうかなという感じなんですけど。

○藤沢委員 享受するのは町民なのに、ここはやはり、生きいきした町民自身主体的につくり上げていって、それを自らが享受することができる社会づくり、その発展を目指すということなんです。ですから、ずらずらっと並べたら、なんか、その辺文章がごちゃごちゃになっているように思いますけど。

○藤田委員 「および」が、「および生き生きした」という、これが解釈しにくい。「健全な地域経済の推進で、生きいきした」と、そういう意味合いだと文章が通じていくのですけどね。

○富野委員長 「および」の使い方がなじまないですね。

○山本拓委員 全体的にいえることですね。

○藤田委員 「および」と他がごっちゃになっている。地域経済の推進によって、地域連帯を享受する、

○**山本拓委員** 私は、地域連帯って享受するものなのかなって思うのですが。疑問に思いました。環境と地域経済というのは持続的発展から何となく想像できるのですが、地域連帯の持続的発展を享受するものなのかなって思うのですが。

○**細江主監** これは、米原が合併したときのものだから、あえて地域連帯を入れたのではないのでしょうか。

○**富野委員長** これはまさに合併したまちということを入れたのです。

○**細江主監** それとあえて「生き生き」と入れたと思います。後からでも。普通は入れないけど、合併があるので。

○**藤沢委員長** 「世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きした町民の地域連帯を築いていく？すすめていく、地域連帯を築くことができる社会の発展……」、
「享受」という言葉がここでは合わない。

○**富野委員長** それはおっしゃるとおりですね。

○**藤沢委員** 「生き生きした町民が地域連帯を築いていくことができる社会」ですね。

○**山本雅委員** 「社会を目指す」でもいいですね、目的ですから。

○**山田委員** 持続的発展といたら、環境、地域経済、子どもから教育力を上げてそこで、そういう人を、人づくりということも大事ではないですかね。

○**富野委員長** ただ、定義という意味でいうと、持続的発展というのは明確に3つの要素でできるのだという話になっていますので、子育てとかそういうことは、「世代を超えて」の部分にかかっているというふうに理解していただくとありがたいなという部分があるのですね。

○**藤沢委員** 「生き生きした町民で地域連帯を築き、共に享受することができる社会の発展のあり方」という形の意味ではないですか。

○**外川委員** 「および」から後ろが長いので、こちらの方に意識が行きやすいと思うのです。先生が言われるように、3本柱を立てるのであれば、良好な環境、健全な地域経済、地域連帯の3つを柱として、発展のあり方を言うとか、ポンポンポンと持ってきた方が、

3つが対等ですと、3つともがんばりましょうというふうになると思うのです。

○**富野委員長** そうですね。3つの要素を先に出すわけですね。じゃあ、今のご意見も踏まえて、「良好な環境、健全な地域経済および町民の地域連帯を実現することにより、世代を超えた社会の発展」、ちょっと文章が長いなあ。

○**松浦委員** 結局、このままでいいのところがいますか。(笑い)

○**藤沢委員** 持続的に世代を超えて というのが目的のわけですね。

○**山本拓委員** 地域連帯というのは、別に3本にしなくてもいいのではないですか。「生き生きとした町民の地域連帯によって、世代を超えて、環境・地域経済を享受することができる社会の発展」としてもいいのではないですか。「および」以下を頭に持ってくれば。地域連帯は享受するものかなって思うのですが。環境と地域経済とでいいのではないか。

○**藤沢委員** 「地域連帯を享受する」となると、「あれっ何やろ」と思ってしまう。享受するのは良好な環境と健全な地域経済・地域社会を次の世代のことを考えてそれらを享受していくことを目的とするはずなのに、地域連帯は住民・町民が築いていくこと、それを目指して築いていくものですから。

○**富野委員長** それじゃ、文章はどうしましょうか。(笑い)

○**山本拓委員** 「生き生きとした町民の地域連帯により、世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済を受けられることができる社会」と、このように続けるのも一つだと思うのですが。

○**富野委員長** 今のご意見を踏まえて、「生き生きした町民の地域連帯により、世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済を実現する社会の発展のあり方をいう。」ではまずいですか。

○**山本拓委員** もう一度お願いします。

○**富野委員長** もう一回言えるかな。(笑い)「生き生きした町民の地域連帯により、世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済を実現する社会の発展のあり方をいう。」

○**藤沢委員** その方がいいと思います。

○富野委員長 最終的な文章の整合性はまた、だいたいこういうふうな感じで、ということでもよろしいでしょうか。

最初の問題に戻りますけど、「協働」を入れて残すとしたら、「住民主権」を入れてバランスをとるか、あるいは両方ともはずしてしまうかという問題ですけど、どうでしょうか。

(4)の協働をはずすのか、それとも協働を残して、その前に「住民主権」を入れるかということです。住民主権は非常に重要であるということだったら、ここにまずとりあえず入れて、解説しておくということもあり得るのです。

じゃあ、まずその2つの選択でよろしいかどうかという、どうでしょう。つまり、入れないなら全部入れないと、(4)をはずしてしまうと。入れるのだったら住民主権と協働の両方を入れると。その選択のどちらかでよろしいですか。

○山本雅委員 3本柱が「住民主権」と「情報の共有」と「持続的発展」ですね。(5)で持続的発展を入れるのであれば、そのあと先の2つもセットで入れるべきであろうと。

入れないなら逆に、(5)を定義のところに入れずに、あとのところで独立して出てきていますので、そこへ持っていくべきかな。入れるのだったら3つセットで入れる。入れないなら定義のところに入れずに個別に出してくるという形のどちらかですね。

○富野委員長 どうでしょうか。これは皆さんが決めていただく以外にないので。

○山本拓委員 全体に並べないとわからないですね。言葉の使われ方がどうなっていくかによって、難しかったり、単純だったり。

○藤沢委員 ここで「協働」という言葉を、この条例の中で特別な意味を持って使う場合は定義のところ、どういう意味を持ってこの言葉を使うのだということを書かないといけないと思うのですが、普通に協働という一般的な国語辞典に載っている意味で使うのだったら、ここで定義の中に入れておく必要はないと思うのです。

○富野委員長 どうでしょうかね。私がちょっとひっかかっていますのは、住民主権という言葉が、議会の皆さんや、あるいは住民の皆さんにスッと入っていくのかなということがあるので、やはり、例えば「住民主権」と「協働」という言葉をワンセットにして解説した方がいいのかなというのもちょっとあったのですね。そういう意味では協働と住民主権は入れると。ただ、基本原則で言えば3つセットということになるのですが、住民主権は住民主権で、協働は協働と理解されるのは、なかなか難しいところがあるかなと思ったのですけど。

○**山本拓委員** 欲張るのであれば、3つセットで全部入れる方が問題はないと思うのですが。

○**富野委員長** もちろん、入れても、どちらでも問題はないと思いますが。どうしましょうか。ちょっとこれ置いておきましょう。難しいですね。先に進みましょう。あとで戻ってきます。

その次、第3条の最高規範性ですね。「この条例は、本町の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図らなければならない。また、町民、事業者、議会および町長等は、これを誠実に遵守しなければならない。」これはいかがでしょうか。この文章自体は。

○**山本雅委員** 「尊重」という言葉ですね。基本的にはこれはすべて守らなければならないということだと思っております。守らなければならないというのと、ここで尊重とは全然重みが違うなど。尊重は、尊重しますよと言えばそれで済む話ですので、言い換えると、無視しても構わないというところを残してしまいますので、ここに尊重という言葉を入れるのはよくないと。最後の「遵守しなければならない」という、こちらは「守らないといけないぞ」と言っているわけですから。

○**富野委員長** どうでしょうか。事務局、説明できますか。そのあたりの言葉の使い方は。

○**細江主監** 米原を基本にしたものですから。

○**富野委員長** 私は、これはよくできているなど実は思っているのです。なぜかと言いますと、「十分に尊重しなければならない」だけだと今のお話なんですね。その後に「整合性を図らなければならない」と書いてあるのです。ということは、実際に条例をつくったり政策をつくった時に、「整合性を図らないといけない」と書いてあるのですよ。ということは、尊重するというのは精神規定ですけども、この部分は実際の政策や条例が具体的な姿になってきた時に、きちんと整合しているかということが義務付けになっているわけです。そういう意味では、悪くないなというのが私の受け止め方です。もしこれが「尊重しなければならない」だけだと、おっしゃるとおりのことが起きるのです。そのあたりは、けっこううまく書いてあるなど実は思ったのです。

○**藤田委員** 「遵守」というと応用が利かないでしょう。

○**富野委員長** そういうこともありますね。

○藤田委員 だから、「守らなければならない」でもいいのではないですか。

○富野委員長 そういう意味では、「尊重する」というのは、でも「尊重」というのは実は重い言葉なんですけど。原則だめだということですけど、でも、そうじゃない場合もあるからおっしゃっているのですよ。だから、そこで「尊重する」という精神規定と具体的な条例、事務執行について「整合性を図らなければならない」ということは、両方押さえておけば、かなりいけるかなというのがあるのですね。そうしないと、これは最高規範ですから、あまりがんじがらめにいろいろなことを縛り上げるというのは本当は好ましくなくて、時代の要請がいろんなことを一定程度の枠を少し調整することがあってもいいのかなということがあるのですね。そこら辺は、もちろん受け止め方です、これは。ですから、この読み方として、つまり解説の部分でそこをきちんと書いておく必要があると思いますけれども。皆さんそれぞれご意見を言っていただきたいです。

○山本雅委員 私は「この条例との整合性を図らなければならない」でもいいかなと。

○富野委員長 そういう意味ではないのですか。この条例の趣旨を尊重するというのは、これは趣旨ですよ。整合性を図らなければならないというのは、条例そのものについて整合性を図らなければいけないということの意味だというふうに理解できるのですが、それは解説に書いておけばいいと思うのです。私の感覚では、なかなかいい文章だなと思っているのですが。

○藤田委員 解説でうまく書いていますわ。構わないね、これ。解説の方でやわらかく書いてあるから、これはもうこれでいい。

○松浦委員 これでいいと思いますが。

○富野委員長 よろしいでしょうか。

○藤沢委員 「最高規範性」という言葉からいうと、ちょっと厳しいような感じですが。

○藤田委員 解説の方を読んでみてください。「なりません」とか、やわらかく書いてある。

○委員長 じゃあ、文章的にはとりあえずこれで。もし特に要望が強くあればまた、解説の方はいかがですか。まさにそういうような内容で書いてあると思いますけども。

あえて言えば、下から2行目のところ、「本条例の趣旨に反しないように制定しなければ

ばなりません」というところは、「本条例に反しないように」と書くか、そこだけです。趣旨というのは、条例の本文プラス解説等ですね。解釈・運用の部分についても含めて守りなさいという意味です。

とりあえずここは、大事なところですけども、もし後で、またあればということでもよろしいですか。

(異議なしの声)

次は、基本原則に入っていきます。この基本原則をどうとらえるかなんですけども、第4条があります。第5条・第6条・第7条・第8条までありますけど、この全体が基本原則というふうにとらえていくのかということ、あとでまた議論します。一応、1つひとつについて皆さんのご意見を聞きたいと思います。

まず町民主権です。第4条 「住民は、愛荘町の主権者であり、町は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。町民はまちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。」このところはいかがでしょう。ここは住民と町民を書き分けていますね。そのうえでこの規定でよろしいかということ。

○**松浦委員** 都市経営というのは、どういうふうに理解したらいいのですか。

○**松浦委員長** この解説では書いていませんよね。

○**松浦委員** 聞きなれない言葉ですね。

○**富野委員長** 事務局、説明してもらえますか。

○**細江主監** これは米原そのままですが。

○**富野委員長** 都市経営は、まちづくり全体に対してというふうに理解していいと思うのです。経営というと、マネジメントとかお金のことと考えるのですが、

○**松浦委員** まちづくりというのはしょっちゅう聞くんですけどね、わかりやすい言葉なんですけど、都市経営というのは初めて聞いた言葉です。

○**富野委員長** これはすごく難しく、「執行責任」にかかっているんですね。この執行責任というのは、執行者なのかということがあるのですよ。主権者と執行者というのは違うんですね。だから、この部分は実はなかなか、あれっ、いいのか。これは「町」なんです。これは行政の方ですね。主権者がまず愛荘町の住民であると。町が住民の信託

によってまちづくり全体に対して執行責任、だからこの場合は、都市経営というよりはまちづくり全般に対して執行責任ということの意味だというふうに理解していいと思うのですが。あえて都市経営という言葉を使ったことについて、米原市では議論があったのです。ここをどのように理解することについて、あえて都市経営という言葉を使ったのです。ここでは都市経営についての議論は、こういう言葉を使いましたけども、都市経営をどういうふうに理解するかということについては議論していませんので、言葉に使い方について提案していただければと思います。

○**松浦委員** 2項で同じように、「町民はまちづくりの主役であり」というのと、また「まちづくりを担うことができるものとする」と、「まちづくり」という言葉を使っているのですから、上の方も「都市経営」をやめて「まちづくり」にしたらどうでしょうか。そうするとダブるのかなあ。

○**外川委員** そうすると同じような感じになってしまいますね。1と2が

○**富野委員長** ようするに町というのは行政ですから、行政が都市経営をとっている感じですね。まちづくり全体というのは、行政だけではないから、町民の皆さんと事業者と行政が全体としてまちづくりを担うという、そういう意味で都市経営をあえて別にしたというのは、行政が税金を使ってやるべき仕事として、その責任を持ってやるのですよという意味から使っているのだと思います。だから、ここで「まちづくり全般に対して」というふうに言ってしまうと、じゃあ、町民とどうなっているのだという議論がでかねないのですね。そういう意味で「都市経営」という言葉をあえて限定的に使うということだと思ふのです。

○**松浦委員** よくわかりました。

○**細江主監** よく一般的に使われるのが、これに対抗する場合は、健全な行財政運営とか、そういうものを使われる場合もあるかなと思うのですが、その点で米原でも議論があったのですか。

○**富野委員長** 行財政では狭すぎるのですね、都市経営は。もう少し公共サービスのあり方とか、職員のモラルのあり方とか、全体の問題がありますから、やはり「経営」という言葉の方がいいのではないかと。行財政というと、行政の役割が非常に限定してしまうのですね。

○**山本雅委員** あとここで、住民と町民となっているのですね。先ほど定義のところでは

一応、住民という言葉で、住んでいる者・働く者・学んでいる者というふうにまとめたわけですね。ということは、言葉として残っているのは住民ですね。ここで住民と町民というふうに分かれていると。今の定義からいくと、住民という言葉一本にまとめるべきかなと。

○**富野委員長** そうかも知れませんね。どうでしょうか。「主権」という言葉を使う場合は、要するに主権者という概念ですから公民権がかかってきますね。それと、町民主権という言葉はどうなのかというご指摘は非常に正しいわけです。

○**山本拓委員** ここで言いたいのは、まちづくりの主体が住民であるということが言いたいのだと思うので、主権という言葉にこだわると、どうしてもこういう鈍い書き方でしかないと思うのですが、2項の方が本当に言いたいことではないのかなと、この文章からは思えるのですが。

○**山本雅委員** 私が前回から言いたいのは、こんな生易しいことではないのですよ。参加するとか協働するとか、前もいいましたが「行政がまずその音頭取りをやって、それで参加しますよ」というのではなくて、自らがそういうことを考えて行動していくと。ここで私が言っている住民主体のやり方というのはそういうことです。ただ単に「参加しましょう」ということではないのです。自分たちが先頭になってやりましょうと。そういう意識を持って行かないと、持続的発展にはつながりませんという観念です。そういうことです。ですから、先ほどから言ってます、あまり参加とか参画という言葉は使いたくないというのはそこなのです。

○**富野委員長** ここは、言葉を分けて使わないといけないところですね。主権という言葉は住民に関して言える言葉だと思います。つまり法的な権利義務をきちんと持った存在として、公民権を行使するという意味で、それはもう住民でしかありえないですね。だから、ここは町民主権という言葉は、そもそも言葉として矛盾している言葉だと思うのです。そういう権利義務関係がないのに、主権という言葉を使えるはずがないので、そういう意味ではここは住民主権ということでまとめないといけないはずだと思うのです。

だから、住民主権というのは、山本雅委員がおっしゃるように、住民そのものがまさにこのまちの主人公であり、住民が主体的に自覚的な行動によってまちができるのだと。行政はそれをサポートするものですよという、そういうことがありますね。だから、第4条の1項はそういう書き方をすべきだと。しかし、まちは住民だけで成り立っているのではないということで、あえて2をつけるわけですね。それに対して町民はこうなんですよ。町民についても全体としてはこういうふうになっていますよねという規定になると思うので、だから、第2章そのものは住民主権でまとめないとおかしいのだとい

うふうには思うのですが。そうしないと、住民と町民のあり方がよく見えてこないと思うのです。あえて言えば、「住民は愛荘町の主権者であり、持続的かつ主体的に町政に関わるものであると。町は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う」と、こういうふうにやれば、趣旨は明確になると思います。

それと、町民というもう少し広い概念ではどうなんですかといった時に、この第2項があると思うので。町民主権という言葉はやっぱりやめておいた方がいいと思います。町民についての規定を、住民主権ということで第2項はなじまないということであれば、別にこれはそういう条項を立てなければいけないのですが、ただ、そこまでやらなくても、住民主権に関連したものとして、町民と行政のあり方をそこで規定しておいてもいいかなと、補足的に。

どうですか。事務局は「町民」というのをあえて使ったのは、何か特に意味があるのですか。

○細江主監 いえ、ないです。ここは主権のところ、住民と町民、混じっていますので、整理しないとイケませんが、あくまでも主権は住民という考え方です。

○富野委員長 その方がいいと思いますね。

ここは、タイトルとしては「住民主権」に直させていただくということによろしいですか。少し補足を入れないとイケないですね。「住民は愛荘町の主権者であり、主体的かつ自主的にまちづくりを推進するものである。町は住民の信託により都市経営に対し執行責任を負う」と。そうすると、もう1つ条項を別に書いた方がいいかもしれませんね。だいたいそういう趣旨でよろしいですか。

そうなってくると、問題は2の方ですね。町民の場合は、住民そのものも入りますけども、もう少し広いところで規定しなければいけないということです。その場合に、参加・参画および協働というのはどう考えるかということです。主権者たる住民プラスその他の人たちが入っていることについて、まちづくりに対してどういうようなことをするかということです。

たぶん、事務局の方は「住民」と「町民」をあまり区別しないで「参加」・「参画」・「協働」を定義したのだと思うのですが、一般的に書いてしまうと、「住民」の皆さんもこうだというふうになりますので、「町民」の中に「住民」は含まれますから、そうなる、この書き方でいいのかということを考えないとイケないですね。

どうでしょうか。1つの考え方としては、「参加」「参画」「協働」については、解説のみに落としてしまって、本文には載せない。それに対して、「町民はまちづくりの主役であり、町と協力しつつまちづくりを担うことができる」とか、そういうような、要するに町との対等の関係でまちづくりを担っていくのだという規定をやっておいて、解説の方で具体的にいういろいろな形態があるのだけれども、役割分担として協働もある

し、ある場合には参画や参加もありますよと、そういう書き方があれば比較的整理がしやすいと思いますね。

○**藤田委員** これを見たら、「町民」に全部直す、「住民」と書いてきたけれども、町民と住民とどう違うのかといわれるから。

○**富野委員長** そういうような定義の方で、先ほどちょっと、

○**藤田委員** ここの町民主権のところも「住民は、」と書いてある。

○**富野委員長** 2の方もですか。

○**藤田委員** はい。これはやはり「町民」ですか。「町民は愛荘町の主権者であり、」と、

○**藤沢委員** これは「住民」ですよ。

○**藤田委員** 2番は「町民は」になっている。

○**富野委員長** 主権者は住民ですから、そうです。第2条のところで、「主権者は住民」となっていますので。

さて、どうしますかね。難しい言葉を使ってしまうと、「町民はまちづくりの主役であり、相互補完の原則により町と協力してまちづくりを担うことができる」という、そういうことを言ってしまうと、言葉としては難しいですが、はっきりしますね。相互補完ということは、お互いにそれぞれ独立した存在、お互いを補う形で、要するに対等の関係でやっていきますよということですね。でも、相互補完的なというと、またそれを解説しなければいけなくなるので、そういう言葉はあまり使わない方がいいかなと思いますね。

意味としてはそういう意味でよろしいですね。違いますかね。

○**山本雅委員** 一番言いたいのは、住民主権ということにおいて、自分らが一人ひとり自分のこととしてまちの将来を考えて行動を起こしていかんとあかんのだと、一番言いたいのはそれなんです。それを言えるような文章にしたいと思います。

○**外川委員** 町民はまちづくりの主役であり、参加・参画および協働を呼びかける方向で、町民の方から呼びかけるような形をとって、まちづくりをするという文章に変えるか、町民の方が起こすという形にはならないですかね。他の文章をずっと見ていると、解説

の方で、参画・参加とかは町の政策等の立案とかいう、町の方が主体というような意味が書かれているのですけれども、町民の方から呼びかけていくという方向にすれば、町民の方が主体という山本雅委員の意見に少し近づくとおもうのですが。

○富野委員長 今のご意見、呼びかけるというのは、その次にまた誰が呼びかけるかという問題もありますので、先ほどの自主的・主体的にというのをこちらにおろしてしまつて、「町民はまちづくりの主役であり、自主的・主体的にまちづくりを担うものとする」とか、これを「できる規定」にするのか、そういう「するものとする規定」にするのかということがあるのです。「するものとする」というと、町民の皆さんはそういう責務を負っているのですよという意味になるのです。それはいいのかということもあって、「担うことができる」というのは少し柔らかく、皆さんがそういうふう to 思えばどんどんやっていただくのですよという意味になるのですけどね。自治基本条例ですから、そこら辺は町民の責務として書いてしまうのかどうかということ、多少微妙ですね。ごく普通の人は、それを受け取って、「おれたちはそんなこと、別に税金を納めているだけでいいじゃないか」という人もいるかも知れませんがね。そういう意味では、「できる規定」の方が柔らかくていいことはいいのですけど。そうすると、今、山本雅委員がおっしゃった趣旨は、そうではないという部分があるわけでしょうか？そこは自覚的にやってもらわないと困るよと。そこら辺はどうでしょうかね。

○山本拓委員 スローガンのように考えれば「できる」でなくても、「担う」とか「行う」とかいう言い切りでもいいかなと思います。

○富野委員長 「自主的・主体的にまちづくりを担う」ですか。

○山本拓委員 「担うものとする」という言い切りでも。義務付けているとは思わないのですが。

○富野委員長 いいですか。義務付けているわけではないという理解ですか。じゃあ、今少し変えて、第4条の頭の方はこのまま「住民は愛荘町の主権者であり、町は住民の信託により都市経営に対して執行責任を負う。」というふうにしておいて、2の方で「町民はまちづくりの主役であり、自主的・主体的にまちづくりを担うものとする。」と、そういうことではいかがですか。

あと解説としては、参加・参画・協働とか、そういういろいろな形態があるけれども、趣旨はとにかく、自主的・主体的にという部分だという解説を付けくわえておくことではいかがでしょうか。

(異議なしの声)

すみません、だいぶ時間が経ってしまいました。少しペースを上げながらやっていきましようか。

第5条、役割分担および協働です。「町民、事業者等および町は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域の全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。」このあたりはいかがでしょう。ここは、相互補完は解説に入れておく必要があるでしょうね。

2行目の「協働のまちづくりを推進するとともに、」まではわかるのですが、そのあとの地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない」という、これはどの部分で出てきたのですか。別にこれを入れたらいけないということはないのですけれども、「地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない」というのは、どこかでそういう議論がありましたか。

○**細江主監** いや、特に議論はないです。

○**富野委員長** じゃあ、入れるのはどこで入ってきたのですか。

○**細江主監** 米原を基本にして、グループの中で必要であるか、ないかの議論だけでしたので、そのまま入れています。

○**富野委員長** わかりました。

○**山本委員** 私がここで入れてほしいのは、地域の人材の活用、前にやりましたよね、百人委員会の細目、黄色い紙に書いて、あれが今活用できているかというところと十分ではないと。役割を分担する。行政がやらなくても民間にできますよという、あの文章はひとつその方向かなと私は思っているのですが、そういうことで役割の分担をするのだから、地域の人的資源の活用という言葉は入ってもいいかなと思うのですが。

○**富野委員長** ここのどのあたりに入りますかね。

○**近藤委員** それと、こういうふうな文章はどうしても「および」という言葉が何回も出ていますね。どうしてもこういう表現になるのでしょうか、この中でも「および」が3回もありますから、文章としてはどうでしょうか。気にして読むと、気になりますね。

○**富野委員長** そうですね。「相互補完および連携」のところは「相互補完と連携によって」と、「と」でもいいかも知れませんね。

○藤沢委員 「協働のまちづくり」という言い方はおかしいのではないのでしょうか。「相互補完および連携によって協働によるまちづくり」ならわかるのですが、「協働のまちづくり」という言い方は表現が合わないと思うのですが。

○富野委員長 そうですね。

○藤沢委員 協働の前の第2章の解説を見ると、「協働」という言葉の中には、共に行動することと書いてあるから、何か「協働」という言葉をここに入れると、意味が重複するような感じがするのですが、でもあえて入れたら「協働によるまちづくりを推進する」にしないとおかしいと思います。

○富野委員長 そうですね。わかりました。「協働によるまちづくり」ですね。どうでしょうか、「人材の活用」も入れますか。

○山本雅委員 解説の方で入れたらいいかなと思います。

○富野委員長 じゃあ、そうしましょう。解説に入れます。

ほかにご意見はありますか。ちょっと補足で、相互補完および連携というのは「相互補完と連携によって」として「および」が1つ減りますので、そうしましょう。

その次に持続的発展ですが、第6条「まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、持続的な発展に寄与するものでなければならない。」これはいかがでしょうか。

持続的発展については、既に定義の方で説明してありますので、書く必要はないと思います。よろしいですか。

では、解説の方はいかがでしょうか。よろしいですね。

○山本雅委員 この「諸活動」ですが、この諸活動をいろいろな組織がやるために、その活動を支えるために行政が果たさなければならない役割を第2項として書く必要はないかなと。

○富野委員長 そうですね。これは原則のところですから、原則のところこそこまで入れてしまいますか。

○山本雅委員 発展のためにいろいろな活動をしてください、皆さんやりましょうと呼びかけておいて、その時にその活動を支えるために行政はバックアップしなければならないということが必要と違うかなと思います。

○**富野委員長** 基本原則のところでは、役割分担はあまり書かないで、基本的方向性を書くのですね、普通は。あえて入れても重要だということで入れてもいいのですが、あまりそういうふうには書いてないと思いますね。どうでしょう、入れますか。

○**山本拓委員** 役割は後で出てきますので、こちらと整合を図った方がいいかなと思います。

○**山本雅委員** 了解しました。

○**富野委員長** では、一応このままにしておきます。

第7条 多様性の尊重「すべての町民は人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。2 愛荘町におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、町民活動および地域社会の自主性を尊重したものでなければならない。」これはいかがでしょうか。この「文化的、歴史的、地理的および環境的多様性」というものの中に何が含まれているかということについては、あまり議論がなかったのですが、例えば米原では、男女共同参画もこの中に入るのだという議論をしていましたね。

○**藤沢委員** 環境的多様性というのは？

○**富野委員長** これは米原が、例えば伊吹山があり、姉川があり、田畑があり湖もあると。そういう非常に多様な環境があるので、多様な環境を活かした形でまちづくりをしないとイケないということがあったのですね。そういう意味で環境的多様性もその中に含んでおかないとイケないということだったのです。ですから、愛荘町において環境的多様性をどう理解するかということがありますから、そのあたりはあえて入れなくてもいいんじゃないかということがあれば、落としてもいいと思います。

○**藤沢委員** 「環境的多様性」ではだめなんですか。それならわかるのですけど。

○**富野委員長** これは中国語みたいですね。よろしいんじゃないですか。言葉の問題出したら、いいと思います。

○**近藤委員** 「文化的、歴史的、地理的、環境的」と今度は「的」が続きますね。

○**藤沢委員** 「環境的多様性」ならわかります。

○**山本拓委員** 上越市では、はっきり市民の出身、障がいの有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し」と、「地域の歴史、文化、価値観を尊重する」と、市町によって全く違う書き方をしていますので、こだわらなくてもいいかも知れませんね。環境は確かに何かおもしろいですね。

○**富野委員長** そうですね。やはりそれぞれのまちの特質がありますから、どういうところで多様性をとらえていくかということは、やはりそれぞれの皆さんの思いが入ってくるころだと思いますね。とりあえずここで、特に、今のご意見を踏まえたうえで、最後にチェックするという事にさせていただきます。

その次の情報の共有です。第8条「まちづくりに関する情報は、愛荘町の公共的財産であり、町民、事業者等および町において共有されることを原則とする。」これはかなり大事な規定です。これについてはどうでしょうか。

これはちょっと気になったのですが、情報公開条例はこのまちにありましたか。

○**細江主監** はい、あります。

○**富野委員長** ありますね。その時に、住民に対して公表することになっていませんか。それとも住民以外にも公表することになっていませんか。

○**細江主監** 以外にもなっていると思います。

○**富野委員長** それなら、大丈夫です。これは住民だけにしか請求権がないということですね。

○**細江主監** では、ないです。

○**富野委員長** 大丈夫ですね。では、現行については大丈夫のようですから、あといかがでしょうか、ご意見としては。

○**山本雅委員** 「まちづくりに関する情報」、ここにまちづくりに関するなら、まち全体の情報の中にこの部分という考え方はあるのですか。このまちづくりということは。

○**富野委員長** どうでしょうか、事務局、特に何かお考えはありますか。

○**細江主監** 特にないです。

○**富野委員長** これは、行政情報だけではないという意味です。米原の場合は。そういう広い意味です。というのは、必ずしも行政が持っている情報だけではなくて、地域の方々が持っている情報もありますね。そういうものもやはり共通の財産だというふうにとらえた方がいいという考え方です。

○**細江主監** 解説の6行目のところにありますね。

○**富野委員長** 「自治会や団体等の情報も共有する」ということですね。

○**細江主監** 3本柱のところの特に「住民主権」と書き変えないといけませんね。

○**富野委員長** そうですね。一応、今まで皆さんに検討していただきました。最後に、基本原則をこの3本柱で絞って書くのか。今までの8条まで全部を基本原則にしていくのかということがあるのですけれども、3本柱でよろしいですか。そうすると書き分けしないといけませんね。順番を変えて。

今のところ、第2章ということでやりますと、「情報の共有」まで5本柱ということになるわけです。どうでしょうか。もし落とすとしたら「多様性の尊重」と「役割分担および協働」のところはずれるわけですね。このあたりは先の長いまちづくりの一番柱になってくる場所ですので、しっかりと議論しておかないといけませんね、3本でいくか、5本でいくか。

付けくわえていうと、この条例は基本条例です。憲法的条例ですね。ですから、この基本原則を変更するということはありませんということなんです、1回決めてしまったら。他のものは時代によってちがってくるという前提ですけど、これはかなり変えないということを前提にやらないといけませんので、そこだけは一応違うものだというふうに理解していただいて決めていただきたいということです。憲法改正、いろいろな原則がありますけれども、ああいうところを変えてしまうようなことで憲法改正はあり得ませんね、普通は。ですから、そういう一番基本的な骨組みのところですから、変えないということが出てきますから。

○**山本雅委員** 私は3本でいいかなと。住民主権、住民自らが考えて行動していくということが重要であると。そのために役割分担と協働がありますよと。また第6条の持続的発展をしていくためには、第7条の多様性を尊重していくということが不可欠であるということだと思いますので、3本にまとめられるのと違うかなと思います。

○**富野委員長** どうでしょうか。ここは皆さんの選択の問題ですので。

それとも、いま20分ですので、今まで議論してきて、いきなり最終決定までいくの

は難しいかも知れませんが、次回、この部分、基本原則3本にするか5本にするかというのは、最終結論は合同でやりませんか。それで皆さんもう1回、今回の議論を反省していただいて、それぞれ最終的にどうしようかというところでご意見をまとめていただくということでしょうか。

じゃあ、あと残っていますのは、協働とか、定義のところに住民主権を入れるか入れないかということですか。入れて、3本柱で定義をまとめるかということですかけれども、それはどうでしょうか。

定義そのものは、あと2つは大した違いはありませんから、原則自体が混乱するということは一切ありませんし、減らすことももちろん可能です。ここは、できれば今日中に結論を出しておきたいのですが、どうでしょうか。多数決でやるのも、それともはずしてしまいませんか。はずして、各項目で解説をきちんとやるということでもいいですけどね。どうでしょうか。

○**藤沢委員** 今のところは、やっぱり入れるだけ入れておいた方がいいのでは？

○**富野委員長** そうですか。それでは3本柱ということで入れましょうか。ただ、「住民主権」と「持続的発展」と「情報の共有」の3つについて定義を入れるということになりますね。その代わり、協働が落ちるということになりますね。それでいいですか。

あるいは、5つ全部入れてしまいますか。住民主権と協働と持続的発展と多様性の尊重と情報の共有と、5つ全部入れますか。

○**近藤委員** 「多様性の尊重」というのは、すごく町として大事な部分というか、人としてすごく大事なものであるもので、捨てるがたいなど。

○**富野委員長** じゃあ、とりあえず今回は5本を定義の中に入れるということにして、最終的にバランスを見ながらということにしましょうか。この段階では入れるということにします。

次回は、基本原則を今のところ5本入れるようになっていきますけども、5本全部にするのか、3本にするのか、あるいはその他の選択があるのかということで、これは次回の冒頭で皆さんにそれぞれのお考えを改めて出していただいて、これは多数決ではありません。できたら皆さんのご意見をずっと出していただいで、そのうえでまとめていこうと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。今日はグループ討議まで行きたかったのですが、そこまで行きませんでした。でも、非常に重要な部分でしたので、やむを得ないかなと思います。あとの全体の項目でございます。これについては、またそれぞれ議論していただかない

といけないということになりますけど、これはグループを設定してやっていただくのですけど、前のA・Bグループは、そのままよろしいかということもあるのですけども、どうでしょうか、別のグループ設定にしますか。どうでしょうか。

特に問題がなければ、前のA・Bグループでやっていただくことはどうかなと思うのですけど。

じゃあ、次回はA・Bグループで最後のところまで検討していただいて、そのとりまとめを行うということでございますけども、グループ討議のやり方は、どこで時間が取れるかなあ、事務局、あと何回でしたか。

○**細江主監** 回数は決めていませんが。

○**富野委員長** あと最低3回は必要ですね。各条文をやって、前文をまとめて、それから全体を最終チェックすると。

○**細江主監** 一応予定では、9月は議会の関係ではずしてしまして、10月・11月・12月となっています。

○**富野委員長** 3回取れますね。それまでに、大変申し訳ないのですけど、グループワークをやっていただく方がありがたいのですけども。各条項について。

じゃあ、私から提案させていただきます。今まで基本条例の第2章までやりました。第3章以下について、グループワークで検討していただくと。グループも全部をやっていただくよりは、分担した方がいいと思います。どうですか。それとも両方とも同じ3章以下をされますか。どちらがいいですか。

流れがあるので、全部見ながらやった方がたぶんやりやすいとは思うのですけども、ただ項目が多くなりますね。大変ですよ。

それでは、分けましょう。第3章・第4章・第5章がひと固まりです。第6章・第7章・第8章のあたりが住民参画とか地域の問題ですから、これはこれでまとまりますね。そういうことで、第5章は項目が多いのですけども、これは行政の関係が多いので、それほど議論しないといけないところは多くはないのかなと予想しています。3章・4章・5章のあたりでまとめさせていただきます、もう1つのグループは6章・7章・8章までということではいかがかなと思いますけど。そういうことではいかがでしょうか。もうちょっと分けますか。

(異議なしの声あり)

よろしいですか。はい。

A・Bどちらがいいですか。ご希望があれば、機械的にやっていきますと、Aグループが第3章からということになりますけど、よろしいですか。

では、Aグループが3章・4章・5章と、Bグループが6章・7章・8章ということで、よろしくお願いします。

次回は10月になると思いますので、少し時間がありますから、大変申し訳ないのですが、宿題ということでお願いしたいと思います。

では、そういうことを前提として、次回の開催日を設定させていただきたいと思います。10月ですと、議会は9月ですね。いつまでですか。

○**細江主監** 25日までです。

○**富野委員長** じゃあ、10月の頭でも大丈夫ですね。10月の頭で言いますと、1日は木曜日ですね。火曜日というと6日ですか。皆さん、火曜日あたりはいかがですか。13日は？

だめですか。じゃあ、別の曜日を設定しましょうか。木曜日あたりはどうでしょうか。8日はいかがでしょうか。

じゃあ、8日ということで設定させていただきます。朝の9時半から。10月8日(木)9時半ということで、次回は皆様のグループ討議の結果を持ち寄っていただいて、進めさせていただきます。条文全体について、とりまとめを行いたいと思います。何か問題はありますか。

○**細江主監** 両方のグループでここに日を決められますか。どうでしょうか。

○**富野委員長** 先にここで決めていただいた方がいいということですか。どうでしょうか。

○**細江主監** 次の10月8日までにそれぞれのA・Bグループが寄っていただいて、自主的にやっていただくということになるのですけども。その日取りはどうさせていただきますでしょうか。

○**富野委員長** 閉会してから、ここで決めていただく方がいいかもしれませんね。

それでは、そういうことで、大変申し訳ないのですが、暑い中大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(閉会)